

## 大統領の通商交渉権限と連邦議会

滝井 光夫 *Mitsuo Takii*

桜美林大学国際学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

米国議会が連邦政府に委譲した貿易促進権限は2007年6月30日で失効した。失効しても、すでに協定が締結済みであり、協定締結に伴う大統領の責務も履行されているため、韓国、ペルー、パナマ、コロンビアとの自由貿易協定 (FTA) は、その実施法案の議会審議に影響はない (注1)。しかし、貿易促進権限の失効によって新規の FTA 交渉の開始は事実上不可能となり、WTO ドーハ開発アジェンダ交渉にも大きな影響が及ぶことになろう。

貿易促進権限およびその前身であるファスト・トラック権限は、米国が他国と締結した通商協定を上下両院の審議によって国内法化するために欠くべからざる制度で、1975年にファスト・トラック権限が新設されて以来、任期途中でこの権限を失った大統領はクリントン、ブッシュの二人だけである。本論の目的は、貿易促進権限が今後どう更新されるかに焦点を当てるのではなく、この問題の検討に必須の、米国の通商政策遂行における政府と議会の関係を改めて詳細に検討することにある。

### 1. ファスト・トラック権限と非関税交渉権限

日本の外務省のホームページ (2007年7月付) は、大統領の貿易促進権限を次のように簡潔に説明している。

貿易促進権限とは、従来「ファスト・トラック」(追い越し車線の意)権限と呼ばれていたものであり、期間を限定し、行政府に対し議会への事前通告や交渉内容の限定などの条件を付す一方で、かかる条件を満たす限り、議会側は行政府の結んだ外国政府との通商合意の個々の内容の修正を求めずに、迅速な審議によって通商合意を一括して承認とすることを法律で定めたものである(注2)。

この説明から、(1) 貿易促進権限 (trade promotion authority) とファスト・トラック権限 (fast track authority) は同義であること、(2) 政府は議会によって通商交渉の開始や交渉内容の報告を義務付けられていること、(3) 政府が議会の課した上記の責務を果たせば、議会も迅速に審議し、賛否いずれかの決定を行なうだけで、通商合意に修正を加えないこと、(4) この制度は法律によって定められていること、がわかる。

これら諸点がファスト・トラック権限の基本的な骨格だが、以下に詳しく見ていこう。

まず認識しておかなければならないことは、ファスト・トラック権限と大統領に対する非関税交渉権限の委譲が、ともに1975年1月3日フォード大統領が署名して施行された1974年通商法によって初めて制度化され、両者が相互に不可分の関係にあることである。これは、外国との非関税交渉の合意が議会によって拒否されたり、修正されたりすれば、米国政府の対外交渉は信頼を失うことになり、そうした事態を避けるためにファスト・トラック権限によって他国に非関税交渉の合意を保証する必要があったからである。政府が締結した非関税交渉合意を議会が拒否した例は、ファスト・トラック権限がまだなかった時代に発生した。

米国政府はケネディ・ラウンド交渉(1964年5月-67年6月)において、関税の引き下げとともにASP(米国販売価格)制度(注3)の撤廃と国際アンチダンピング協定への参加という二つの非関税障壁削減の協定を結んだ。しかし、これら協定は、議会が大統領に与えた関税交渉権限(関税交渉権限については後述する)を逸脱する行為であるとし、結

局議会は、ASP制度の廃止を拒否するとともに、アンチダンピング協定に参加するための立法措置を講ぜず、代わりに国内法と国際協定が対立する場合、国内法が優先するとの法律(PL90-634)を制定した(注4)。

70年代に入り、東京ラウンド交渉(1973年9月-79年7月)が開始されると非関税障壁の削減が関税削減以上に貿易阻害要因として重視されるようになった。このため、ケネディ・ラウンドの二の舞を避け、新たに非関税障壁の削減交渉においても、関税交渉と同様の権限を大統領に与える方法が検討された(関税交渉の場合は大統領は議会の審議を通さずに関税協定を実施することができる-後述)。

政府が1973年4月議会に示した案は、大統領が議会に提出した国際協定を提出後上院か下院の一方が90日以内に否決しない限り、協定は承認され、関連する米国の通商法が修正されるという「立法拒否権」に基づく措置であった。この案は下院が支持したが、上院では財政委員会の幹部が違憲の可能性(注5)を指摘して政府案を審議の対象にせず、財

政委員会委員および同スタッフは特別通商代表部(STR、USTRの前身)とともに代替案を作成した。この案は1974年7月上院財政委員会の承認を得て、下院の支持も取り付け1974年通商法に盛り込まれた。これがファスト・トラック権限、つまり現在の貿易促進権限である。

なお、同年7月30日、ニクソン大統領はウォーターゲート事件で弾劾訴追勧告を受け、1週間後の8月9日辞任したが、ニクソン大統領は歴史的意義を持つファスト・トラック権限の成立には関与せず、新聞もウォーターゲート事件に関心を奪われてファスト・トラック権限の重要性にほとんど気付かなかったといわれる(Destler, 1997, p.5-7)。

表1に示したように、大統領の非関税協定に関する交渉権限およびファスト・トラック権限は1974年通商法で初めて制度化されて以降、代々の通商法で受け継がれてきた。また、1984年通商関税法により大統領交渉権限の対象は当初のガット多国間交渉から2国間協定にも対象が広がられた。しかし、国内産業の競争力、環境、雇用保護などの観点から貿易

自由化交渉に対する警戒感が高まり、議会は大統領に対する通商交渉権限の付与を厳格化し、議会在認めたファスト・トラック権限の延長期間は1990年代から1年ないし2年に短縮化された。さらに議会は1994年4月から2002年8月までの約8年間

(クリントン大統領の約7年、ブッシュ大統領の約2年)の長期に亘って大統領への通商交渉権限の委譲とファスト・トラック権限の実施を停止した。今回、2007年7月1日から始まった大統領の通商交渉権限の喪失はこれに続く2回目のものである。

表1 大統領通商交渉権限およびファスト・トラック権限の推移

通商法の名称	施行日	通商交渉権限・ファスト・トラック権限の延長、新設、失効		
		関税関連協定交渉権限	非関税関連協定交渉権限	ファストトラック権限
1930年関税法	1930年6月17日			
1934年互惠通商協定法	1934年6月12日			
1962年通商拡大法		- 1967年~74年失効 -		
1974年通商法 (HR10710, PL93-618)	1975年1月3日	第101条で復活	第102条で新設	第151条で新設
1979年通商関税法 (HR4537, PL96-39)	1979年7月26日	1980年1月2日の期限を1988年1月2日まで延長		
1984年通商関税法 (HR3398, PL98-573)	1984年10月30日	1988年1月2日の期限を1991年5月31日まで延長		
1988年包括通商競争力法 (HR4848, PL100-418)	1988年8月23日	1991年5月31日の期限を1993年5月31日まで延長、さらに1994年4月15日まで延長		
		- 1994年4月16日から2002年8月5日まで失効 -		
2002年超党派貿易促進権限法 (HR3009, PL107-211)	2002年8月6日	第2103条(a)で復活	第2103条(b)で復活	第2103条(b)(3)で復活
		2005年6月30日の期限を2007年6月30日まで延長		
		- 2007年7月1日から失効 -		

(出所) 本文に示した参考文献から筆者作成。

## 2. ファスト・トラック権限の構造

ファスト・トラック権限は多角的通商交渉における大統領のクレディビリティを高めるための、米国憲法に合致した「手続的なメカニズム」(Brainard and Shapiro, 2001)である。東京ラウンドとウルグアイ・ラウンドの2回の多国間協定、ヨルダンとのFTA(注6)を除くすべてのFTAは、関税引き下げとともに多くの非関税障壁の撤廃を含んだ協定だが、すべてファスト・トラック権限によって議会の承認を受け、修正も否決もされたものはない。このようにファスト・トラック権限法は米国が通商政策を遂行するうえで不可欠のメカニズムであるが、このメカニズムは、議会における法案審議手続を円滑に進めるため、次の3つの部分から成り立っている(注7)。以下にみるとおり、ファスト・トラック権限には、議会が政府に非関税交渉権を委ねるにあたって示した並々ならぬ用心深さと政府と議会との間の緊張関係がうかがわれる。

ファスト・トラック権限を構成する第1の部分は、議会の政府に対す

る監視機能である。2002年貿易促進権限法の2102条は(a)項では全般的な交渉目標が9項目、(b)項で主要な貿易交渉目標が17項目挙げられている。大統領の貿易交渉はこれら目標に合致していなければならない。目標とする項目は新たな通商法を制定するごとに増えており、2002年法では農業分野の交渉で詳細な目標が定められたほか、サービス、繊維など産業別の対応、民主党が重視している労働と環境など多岐にわたっている。また、表2で示したように交渉を開始する90日前に大統領は議会に交渉開始の意図を通告し、協定締結180日前には交渉結果報告など、重要な節目毎に大統領の議会に対する行動が義務付けられている。この日程は1974年通商法以来変更されていない(注8)。

第2は、ファスト・トラックによる実施法案審議手続である。実施法案の議会提出については期限が設けられていない(注9)が、法案が提出されれば下院歳入委員会、上院財政委員会など関連委員会で審議され、両院における審議期間は合計90立法日以内に限定される(表2の下段、

実施法案の議会提出以降を参照)。上記第1の規定により政府は議会の意向を十分踏まえて交渉しているという前提があるから、交渉の結果である実施法案の修正は許されず、議会は採否の二者択一しか許されない。

なお、表2の注で示したように、実施法案の作成には議会側が深く関与し、模擬審議まで行って政府側と刷あわせを行っている。迅速審議が可能であるのは、こうした議会と政府との共同作業が行われているからでもある。

表2 貿易促進権限による政府・議会等の手続き

( )内は2002年超党派貿易促進権限法の該当条文番号

各段階	期限	大統領の行動	議会委員会等の行動
交渉開始	交渉開始 90日前	交渉開始の意図を議会に通告(2104/a/1)	通告の前後に上院財政委員会、下院歳入委員会等および議会監視グループと交渉に関して協議(2104/a/2,3)。農業分野、センテナティブ品目については別途協議(2104/b/1,2)。議会監視グループについては2107条で規定。
	交渉妥結		
協定締結	協定締結 180日前	交渉の結果、関税率、貿易救済法の修正等につき下院歳入委、上院財政委に報告(2104/3/A)ただしチリ、シンガポールとのFTAの場合は90日前(同/B)	左記の大統領報告に対して上下両院は大統領報告が貿易救済法に関する交渉目標に合致しない等の決議を提案し、左記の委員会が決議できる(2104/3/C)。
	協定締結 90日前	上下両院に協定締結の意図を表明。その後直ちに官報に公表(2105/a/1/A)	諮問委員会が大統領、議会、USTRIに報告を提出(2104/e)。
	協定締結意図 表明後30日以内		
	協定締結 90日前	ITCに協定の詳細を提供(2104/f/1)	
実施法案 議会提出	協定締結後 60日以内	協定締結後、協定の最終テキストを協定実施法案、協定実施のための行政措置に関する声明およびその他資料とともに会期中の議会に提出(2105/a/1/C、ただし提出の期限は定められていない。その他資料の内容については2105/a/2で規定、追加資料は2108で規定。	模倣的 立法手 続き
	協定締結後 90日以内	協定による既存法の変更点を議会に提出(2105/a/1/B)	
大統領、 法案署名	下院委員会 審議45日間		実施法案の提出期限は定められていない。
	下院本会議 審議15日間		上下両院での合計審議日数は実施法案提出後、最大90立法日。議会審議に関する規定は1974年通商法第151条による(2103/b/3)。
	上院委員会 審議15日間		
	上院本会議 審議15日間		
	大統領、 法案署名		大統領の法案署名期限は定められていない。

(注) 協定締結から実施法案提出までの期間に「模倣的な」立法手続き(mock legislative process)が行なわれる。これは、上院委員会スタッフが議会側は実施法案作成により関与すべきであると主張し実現した。これにより議会は実施法案を委員会において検討、修正、両院での調整を行い、政府はこの模擬審議結果にもとづいて最終的な実施法案を作成している。法案提出は議会側が行うが、これによって法案提出後の迅速審議が確保される。日数は議会審議日数を除き暦日計算。

(出所) Trade Act of 2002, Division B, Bipartisan Trade Promotion Authority (H.R.3009, PL107-210, 19 USC3801-3814)に基づき筆者作成。

第3はファスト・トラック撤回手続規定である。議会は政府による交渉を監視し、大統領の責務を明確化しているが、それにもかかわらず政府が議会の意に反する行動をとった場合には、議会はファスト・トラック権限を撤回できると規定した。この規定はこれまで発動されたことはないが、議会が大統領にファスト・トラック権限を与えるに当たっての周到な念の入れようを示している。

撤回規定は、2002年貿易促進権限法では、2105条(b)項に定められている。これによると、下院または上院の一方は大統領が議会に通知または協議しないことを理由にファスト・トラック手続の撤回を決議し、その後60日以内に他の院がこれに同調した場合に、ファスト・トラック権限が撤回される。

これら3部分から成るファスト・トラックおよび貿易促進権限の重要な要素ないし目的は、煎じ詰めれば協定の修正防止と実施法案審議の迅速性の確保の2点にあると言われる(CRS, 1997, p.5-6)。

### 3. 大統領通商交渉権限と米国憲法の通商条項との関係

大統領が他国と通商交渉を行なう権限については、その根拠を米国憲法の通商条項に求める説が一般的で、筆者もこれに従っていた。しかし、浅学ながら米国の資料でこの説をとる例はみられない。少々長文だが、重要な論点を含むので、大統領の通商交渉権限の根拠を通商条項に求める主張を以下に引用する。

米国では米国憲法第1条第8節により、諸外国との貿易取引について規定する権限が議会に付与されている。議会の本来の役割は立法であり、通常の場合、対外交渉を行なうのは大統領率いる行政府である。しかしこの憲法規定により、米国では、議会が特に大統領に委ねない限り、米国の通商規定に影響を及ぼす交渉を大統領・政府が行うことができない。換言すれば、大統領は議会が権限を付与することによってはじめて通商交渉を行うことができる。事実、1934年まで米政府は通商交渉・協定締結などの権限を持っていなかった(ジ

エトロ米州課、1993年、3頁）。

同様の説明は日本貿易振興機構（2004年3月、20頁）にも見られるが、検証すべき第1の論点は、大統領に対する通商交渉権限の付与の根拠を米国憲法第1条第8節に求めることの是非、第2に議会が大統領に対して通商交渉の権限を付与しない限り大統領・政府は対外通商交渉が行えないのはなぜかという問題、第3は大統領に対する通商交渉権限付与の起源、である。

まず第1の米国憲法との関係から検討しよう。米国憲法は第1条第8節で連邦議会に委ねられる権限を列挙し、その第3項（「通商条項」といわれる）で、連邦議会は、外国との、それぞれの州の間の、およびインディアン部族との、「通商」を「規制」する「権限」を有し、これに関連して第1項で外国との通商に関税を賦課、徴収する権限を持つ。同時に第18項で、議会は通商規制権限を執行するため必要かつ適切な法律を制定することができるものと規定されている。このように議会は、通商規制権、関税の賦課・徴収権、関連する法律の

制定権を持つことによって、米国の国際通商政策を決定する最重要機関として位置づけられる。

しかし、連邦憲法が外国との通商および州と州の間の通商を規制する権限を「合衆国政府」（議会を含む）にゆだねた通商条項の目標とするところは、「合衆国における通商規制を合衆国政府に一元化して委ね、合衆国という結合を対外および対内の両面で一層完全にすること」にあり、この目標達成のため「州に対して通商規制権限の行使を禁止する根拠として働いている（木南敦、1995年、18、61、81頁）。つまり、通商条項は州政府に対する連邦政府の排他的な権限の付与を意図したものであって、連邦政府内の立法府と行政府の権限分掌の根拠を示したものではない。従って、通商条項は、議会から大統領に対する通商交渉権限の委譲の根拠となるものではないと理解するのが妥当であろう。

米国の通商法制を知るためのパイブルとも言うべき下院歳入委員会編の *Overview and Compilation of U.S. Trade Statute* は、その序文（福島栄一、1987年、1-2頁）で次のように



述べ、議会から大統領への通商交渉権限の委任は、議会の判断と意思にもとづくものであることを示し、通商条項には言及していない。

1930年スムート・ホーレー関税法の制定後まもなく、国際通商問題についての管理をすべて立法府の中で保持、行使するのは困難であることが議会で確認された。1934年には、議会が互惠通商協定法を制定し、大統領に関税引き下げのための国際通商協定の交渉権限を委任した。この法律は、米国にとって通商協定プログラムのはじまりという性格を有し、国際通商政策について議会から大統領へはじめて意義のある権限を委任したことを意味した（注10）。

すでに見たように、非関税障壁に関する交渉については1974年通商法によって初めて大統領に交渉権限が委譲されたが、これも権限委譲の根拠に憲法の通商条項が使われているわけではない。

#### 4. 大統領関税交渉権限の沿革

通商交渉は大きく関税と非関税交渉の二分野に分けられる。非関税交渉についてはすでにみたとおりであるが、関税交渉権限はすでに1934年互惠通商協定法によって大統領に委譲された。しかも、大統領が交渉した関税協定が規定された範囲内の関税率の変更であれば、大統領は議会の審議を経ることなく、一方的に関税布告権限（Tariff Proclamation Authority）を行使することによって関税を変更する権限が認められた。大統領に関税に関する通商協定を締結し、布告する権限を認めた1934年互惠通商協定法第350条は、その後1962年通商拡大法まで30年間、合計11回（注11）も修正、延長された。

その後この権限は1967年に満了し、1974年まで更新されなかった。この間はケネディ・ラウンドが終結し、東京ラウンド（1973年9月～1979年7月）が開始されるまでの期間で、大統領に関税交渉権限が与えられていなくとも影響はなかった。ガット多国間交渉の再開とともに関税交渉

権限は1974年通商法で復活し、同法によって新設された非関税交渉権限とともに、表1で見るとおり歴代の通商法によって継続されてきた。

関税交渉の結果である関税協定を実施する方法も、1934年互惠通商法以来大統領の関税布告権限により議会の法案審議を経ずに実施されている。2002年貿易促進権限法でみれば2103条(a)(1)(B)項が明記しているとおりである。

大統領の関税交渉権限を1934年以前についてみると、1930年スムート・ホーレー関税法336条によって大統領は関税委員会による現行関税率の上下50%の範囲内で変更勧告が妥当と判断した場合、これを承認し、布告することが認められている。この規定は伸縮関税条項とよばれるものだが、これが最初ではなく、すでに1922年のフォードニー・マッカランバー法315条で法制化されている(小山久美子、2006年、38-9頁)。つまり、「1934年互惠通商協定法の制度的特徴である議会から大統領への権限委譲(中略)は急に転換がなされたわけではなく、それまでに制度上の漸進的変革がなされていたこ

とを看過してはならない」のである(同218頁、また同61-2頁には1890年代の事例が示されている。CRS, 2005, p.2も同様の指摘を行っている)。

なお、米国の関税は1930年関税法までは他国との交渉によるのではなく米国が一方的に決定し、すべての国に同じ関税率を適用する「単税自律的関税」が原則であったが、1934年互惠通商協定法により、関税は他国との二国間の「交渉による関税」となった(同199頁)。

## 5. なぜ通商協定は条約として扱われないのか

最後に、前節で挙げた、議会が大統領に通商権限を委譲しない限り米国政府が対外通商交渉を行えないのはなぜか、という問題を検討しておこう。

結論を先に言えば、政府は通商交渉を行えないのではなく、交渉を行うことはできても、ファスト・トラック権限がなければ締結した協定がそのまま国内法として制定される保証がないから、実質的に他国との交

渉はできないということであろう。

米国憲法第2条第2項は「大統領は上院の助言と同意を得て条約 (treaties) を締結する権限を有する」とあり、外交交渉と条約の締結は行政府の任務とされる。ここで「条約とは相互に権利に制約を加えたり、責務を設定したりする目的で二国家ないし多国間で締結される正式な協定である」(阿部竹松、1993年、176頁)から、当然通商問題も含まれる。しかし、少なくとも戦後において通商協定が条約として上院の批准審議にかけられたことはない。

関税協定については、すでに見たように1934年互惠通商協定法以降、大統領が関税布告権限により議会の審議を経ずに制定できる法制度が確立している。しかし、非関税協定を上院の批准にかけた場合には、上院からその修正を求められることもあり、ケネディ・ラウンドの二の舞に陥りかねないし、非関税協定に歳入に関する問題が含まれていれば、憲法第1条第7節第1項の「歳入法案は下院先議」の規定を犯すことにもなる(注12)。こうした問題を回避するために、1974年通商法以降、ファ

スト・トラック権限が設定されているわけである。つまり、政府は憲法第2条第2節第2項に基づき、政府の責務として通商交渉を行うが、交渉の結果を議会審議に委ねた際に予想される問題の発生を未然に防ぐために、議会から通商交渉権限を委譲されているということである。

このように、ファスト・トラック権限は米国の複雑な法制度のなかで、行政と立法がその役割範囲のなかで、それぞれの権限を発揮し、所期の結論を導き出すための巧妙なメカニズムと言えるのではないだろうか。

なお、批准に上院の3分の2以上の承認を要する条約とは別の手続きを必要とする国際協定は行政協定として分類されるようだが、関税および非関税協定は、議会の通商規制権限と大統領の外交権限の共同行使に憲法上の基礎を置くものであるから、立法・行政協定 congressional-executive trade agreements と呼ぶ方(CRS, 2005, p.1,5)がより正確と思われる(注13)。

〔注〕

1. 表2に示したように貿易促進権限法は、

実施法案の議会提出期限を規定していない。このため、韓国との FTA 等がいつ実施されるのかは、実際に実施法案が提出されるまでわからない。なお、NAFTA を例に挙げると、協定締結（1992 年 12 月 17 日）1 年後の 1993 年 11 月 4 日に実施法案が上下両院に提出され、下院本会議可決後、上院本会議は 1993 年 11 月 20 日可決、大統領は同年 12 月 8 日に署名し、翌年 1 月 1 日に NAFTA は発効した。NAFTA は 1930 年のスムート・ホーレー関税法以来最も議論を巻き起こした通商案件であったから、NAFTA 成立を主張するクリントン大統領が十分に支持を訴え、成立に確信を持てるまで実施法案の提出を抑えたのはむしろ当然のことであった。

2. 筆者が文章を一部修正している。
3. ASP (American Selling Price) 制度とは、輸入関税を賦課するにあたり米産の類似商品の国内販売価額を課税基準とする制度で、ベンゼノイド系化学製品、ゴム底布靴、あさり缶詰、毛編み手袋の 4 品目が対象となっていた（日本経済新聞社（1979 年）103 頁）。
4. この記述は Sek (2001) p.2 に依拠している。Destler (1997) p.6 の記述では議

会の対応がはっきりしない。なお、締結された協定がその後の議会審議で否決されたり、修正されたりしたことは現在までのところ皆無である。なお、中米諸国との FTA で協定締結後、環境や労働の協定が見直されていたが、これは貿易促進権限のどこに法的な根拠があるのか不明である。

5. 「立法拒否権」制度は 1983 年 6 月 23 日の判決で最高裁から違憲判決が下された (Destler (1997) p.6)。なおこの記述は Destler (1997) に拠る。Sek (2001) p.3 も参照。
6. ヨルダンとの FTA はファスト・トラック権限が失効している状態で交渉が開始され、協定が締結された。実施法案もファスト・トラック権限を行使せず成立した。滝井光夫 (2007 年) 参照。
7. 3 部分への区分は Brainard and Shapiro (2001) を踏襲したが、内容は筆者が追記し、刷新している。
8. 1979 年通商協定法以降の差異の概要は CRS (2006) p.5-8 参照。
9. 実施法案の提出期限が定められていないため、実施法案の提出は法案成立の環境が整ったときに行われる。例えば NAFTA 実施法案は協定締結の 1 年後に提出された。注 1 参照。

10. 引用した 1987 年版の序文の原文は最新版である 2003 年版でも全く同一で変わっていない。
11. 11 回の修正・延長という記述は Brainard and Shapiro (2001) p.2、Devereaux et al. (2006) p.194、佐々木隆雄 (1997 年) 82 頁などに見られるが、Metzger (1964) に収録されている Trade Agreements Act of 1934, as Amended には修正されたのは 1943、45、49、51、55、58、62 年の 7 回しか示されていない。
12. 2002 年貿易促進権限法第 2103 条「通商協定権限」は (a) 関税障壁に関する協定、(b) 関税障壁および非関税障壁に関する協定、の二種類に分かれている。(a) は関税のみの協定に適用され、(b) が関税と非関税の両者を含んだ協定で WTO の新ラウンド交渉および二国間等の自由貿易協定に適用されると解される。(b) の場合、関税は大統領の関税布告権限によって非関税部分とは別に実施されるのではなく、関税と非関税の両者を一括してファスト・トラック手続きが適用されている。なお、2002 年法の「通商協定権限」は、その前身である 1988 年包括通商競争力法では 1102 条「通商協定交渉権限」とな

っており、交渉分野を (a) 関税障壁、(b) 非関税障壁、(c) 関税および非関税障壁の三つに区分している。

13. 行政協定と条約との関係については、福島栄一(1997年)1-3頁参照。なお、NAFTA 実施法を条約手続きの不使用を理由に違憲とする訴えに対して 2001 年 11 月、最高裁は合憲との判断を下している (CRS, 2005, p.5-6 参照)。

#### 【参考文献】

- 阿部竹松『アメリカの政治制度』勁草書房、1993年。
- 木南敦『通商条項と合衆国憲法』東京大学出版会、1995年。
- 小山久美子『米関税の政策と制度—伸縮関税条項史からの1930年スムート・ホーリー法再解釈』御茶ノ水書房、2006年。
- 佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波書店、1997年。
- ジェトロ海外調査部米州課「現行ファースト・トラック規定について」『北米情報セレクト No.125』1993年3月18日
- 滝井光夫「米国の FTA 政策：その展開と特色」『季刊国際貿易と投資 No.68』(財)国際貿易投資研究所、2007年5月。
- 日本経済新聞社編『80年代の貿易ルール—東京ラウンドのすべて』日本経済新聞社、

1979年。

日本貿易振興機構『米国の通商政策の戦略性と地域別アプローチ報告書』（委託先：（財）国際貿易投資研究所）、2004年3月。

福島栄一監修『解説 米国ウルグアイ・ラウンド協定法』日本貿易振興会、1997年。  
外務省「大統領貿易促進権限について」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/eco\\_tusho/tpa.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/eco_tusho/tpa.html)

Brainard, Lael and Hal Shapiro, Fast Track Trade Promotion Authority, The Brookings Institutions, Dec. 2001

(<http://www.brookings.edu/comm/policybriefs/pb91.htm>) .

Committee on Ways and Means, U.S. House of Representatives, Overview and Compilation of U.S. Trade Statutes, 1987 (福島栄一監訳『米国の通商関連法』日本貿易振興会、1987年)、同名の原書 2003年版は福島栄一監訳『米南通商関連法概説』ジェトロ、2005年。

CRS Report for Congress (Oct. 31, 1997)  
Fast Track for Trade Agreements: Procedural Controls for Congress and Proposed

Alternatives.

CRS Report for Congress (Updated Feb. 8, 2005) Why Certain Trade Agreements Are Approved as Congressional-Executive Agreements Rather Than as Treaties.

CRS Report for Congress (Dec.5, 2006)  
Trade Promotion Authority (TPA) : Issues, Options, and Prospects for Renewal.

Devereaux, Charan, Lawrence, Robert Z., Watkins, Michael D., Case Studies in US Trade Negotiation Vol.1, Institute for International Economics, 2006.

Destler, I.M., Renewing Fast -Track Legislation, Institute for International Economics, 1997.

Metzger, Stanley D., Trade Agreements and Kennedy Round, Fairfax, Virginia: Coiner Publications, Ltd, 1964.

Sek, Lenore, IB10084: Fast-Track Authority for Trade Agreements (Trade Promotion Authority) : Background and Developments in the 107th Congress, CRS Issue Brief for Congress, May 14, 2001.

(<http://www.ncseonline.org/NLE/CRSreports/Economics/econ-128.cfm?&CFID=14869688&...>)